



健康診査の方法が 誕生月健診 に変わります

～健康課からのお知らせ～

◇誕生月健診の流れ

誕生月の 約2カ月前	市から「健診申込書」を郵送しますので同封の返信用封筒で申し込んでください
↓	
約2週間前	希望をした健診の健診票を郵送します
↓	
誕生月	指定された日時場所で受診してください
↓	
約1カ月後	健診結果が届きます

市民の皆さんが、一人でも多く受診していただけるように、平成19年度から、「誕生月健診（誕生日の属する月に健診を受けること）」を実施します。これは、1年を通して健康診査を実施する方式で、その年に該当する健康診査すべてを誕生月に受けることができます。これによって、一時期に受診者が集中することなく、また、その時期に受けられなかった場合のフォローもできます。これに伴い、毎年2月に自治会の協力を得て行っていた、各世帯を対象とした健診申込調査を廃止し、新たに左の表のような流れで個人を対象としたものに変わります。

◇健康診査実施期間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成18年度	基本健康診査 がん検診 婦人検診 ・生活習慣病予防健診 ・介護予防健診											
平成19年度	一年を通して各種健康診査を実施											

※自治会の皆さまには、これまで健診申込調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました

『メタボリックシンドローム』心筋梗塞(こうそく)・狭心症・脳梗塞(こうそく)